下関市住宅取得支援事業

☆市内転居の方☆

対象者

これから市内にご自身が居住する住宅の建築・購入する方で、交付申請時点(契約締結前)に、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・1年以上継続して居住誘導区域外に居住している方で、居住誘導区域へ引越しする方
- ・1年以上継続して居住誘導区域内に居住している方で、下関駅周辺地区(※)へ引越し する方
- ※下関駅周辺地区:大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町三丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

【居住誘導区域の確認はこちら】(しものせき情報マップ)

https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/PositionSelect?mid=1



対象住宅

【新築住宅】※新築住宅とは、人が住んだことのない住宅で、検査済証の交付日等から1年を経過していない住宅をいいます。

- ・戸建て住宅(75㎡以上)とマンション(55㎡以上)
- ・下関市内に本店、支店等を有する登録事業者との請負・売買契約であること。

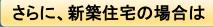
【中古住宅】

- ・昭和56年6月1日以降に適用されている新耐震基準を満たす中古住宅
- ・下関市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者を介した売買契約であること。
- ※購入金額が土地と住宅の合算となっている場合は、必ず住宅の金額を算出してください。

補助額

地域区分	基礎額	上限額
居 <mark>住誘導区域外から居住誘導</mark> 区域内	50万円	100万円
居住誘導区域外から下関駅周 辺地区	100万円	150万円
居住誘導区域内から下関駅周 辺地区	30万円	100万円

	加算区分	加算額
	中学生以下の子が 1 人いる世帯	30万円
þ	中学生以下の子2人以降1人につき	20万円
	三世代同居・近居の場合	30万円
	市内の土砂災害特別警戒区域等からの 転居	50万円



市の補助額に応じ、登録事業者による30万円又は50万円の優遇措置あり

募集期間

令和7年9月1日(月曜日)から令和7年12月26日(金曜日)まで 先着順

※住宅の建築・購入に係る契約締結前に申請し、交付決定後に契約を締結してください。

お知らせ

この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度をご利用いただけます。

(住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話:0120-0860-35)

下関市建設部住宅政策課 電話: 083-231-1941